

# 國王神社崇敬会 規約

## 第一条（名称）

本会は、國王神社崇敬会と称する

## 第二条（所在地）

本会は、茨城県坂東市岩井1250に所在する

## 第三条（目的）

本会は、國王神社の維持進展を目指して謹んで奉護し、平将門公の御功績・御神徳を広く顕彰することで奉仕し、宮司・氏子・奉賛会と協力して國王神社の運営に寄与することを目的とする

## 第四条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 一 國王神社の社殿・社務所・石碑等、境内と建造物の保護にかかる賛助・支援
- 二 國王神社が執り行う例祭の賛助・支援
- 三 平将門公に関する歴史研究とその顕彰

## 第五条（基金）

本会は、前条に定める事業を推進するため、本会会員および賛同者から浄財の寄進を仰ぎ、これを基金として事業を行う

## 第六条（経費）

本会の活動にかかる経費は、会費及び基金を以って充てる

## 第七条（役員）

本会は、役員として会長一名、相談役、会計を置く

## 第八条（会員）

本会は、第三条に掲げる目的に賛同する者であって、次のいずれかとする

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人・法人・団体等
- 二 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助するために入会する個人・法人・団体等
- 三 無料会員 本会の目的に賛同する個人

## 第九条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年一月一日に始まり、十二月三十一日に終わる

第十条（会報）

事業の進展および会計報告は、会報またはこれに準ずる手段を以って会員に報告する

第十一条（総会）

本会の総会は、毎年二月十四日に会長が招集する

令和二年一月 制定

令和二年十一月 改定

付則

この会則は、令和二年一月一日より施行する。